

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年(2017 年)2 月 24 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例次に掲げる条例の規定中「第6条の4第1項」を「第6条の4」に改める。

(1) 町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成2年1月町田市条例第1号）第2条第3項

(2) 町田市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年9月町田市条例第27号）第3条第2項第3号

(3) 町田市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年3月町田市条例第9号）第3条第2項第3号

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

町田市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次の各号のいずれかに該当する児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）者であって、父母並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業（以下「小規模住居型児童養育事業」という。）に従事している者及び同法第6条の4に規定する里親（以下「里親」という。）以外のものをいう。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>4 略</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「養育者」とは、次の各号のいずれかに該当する児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）者であって、父母並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業（以下「小規模住居型児童養育事業」という。）に従事している者及び同法第6条の4第1項に規定する里親（以下「里親」という。）以外のものをいう。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>4 略</p>

町田市乳幼児の医療費の助成に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(資格要件)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する乳幼児を養育している者は、対象としない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法<u>第6条の4</u>に規定する里親に委託されている者</p>	<p>(資格要件)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する乳幼児を養育している者は、対象としない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法<u>第6条の4第1項</u>に規定する里親に委託されている者</p>

町田市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(資格要件)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童を養育している者は、対象としない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法<u>第6条の4</u>に規定する里親に委託されている者</p>	<p>(資格要件)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童を養育している者は、対象としない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法<u>第6条の4第1項</u>に規定する里親に委託されている者</p>